2012・3・8 開会

第１回町議会定例会

平成24年第１回町議会定例会が、３月８日から開会され、19日に閉会しました。

この町議会定例会では、白井町長が平成24年度町政執行方針の表明と予算案を説明しました。

その後、一般質問のほか、条例の一部改正や新年度各会計の予算など、議案34件、発議４件等について審議しました。

おもな内容は、次のとおりです。

◆ガス事業の剰余金の処分等に関する条例

地域主権改革一括法施行に伴う地方公営企業法の一部改正により、ガス事業の利益及び資本剰余金の処分並びに欠損の処理について規定する条例が定められました。

◆水道事業の剰余金の処分等に関する条例

地域主権改革一括法施行に伴う地方公営企業法の一部改正により、水道事業の利益及び資本剰余金の処分並びに欠損の処理について規定する条例が定められました。

◆病院事業の剰余金の処分等に関する条例

地域主権改革一括法施行に伴う地方公営企業法の一部改正により、病院事業の利益及び資本剰余金の処分並びに欠損の処理について規定する条例が定められました。

◆課制設置条例の一部を改正する条例

北海道新幹線の札幌延伸に伴うまちづくりを推進し、併せて町の活性化を図る目的で、総務課所管の企画部門と建設課所管の技術部門の一部を独立させ、新たに「まちづくり新幹線課」を設置するため、条例の一部が改正されました。

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地域主権改革一括法の施行され、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の設置に関する事務が本年四月一日より都道府県から市町村に権限委譲になることに伴い、条例の一部が改正されました。

◆町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

平成二十四年度に限り、給料月額を町長が二十パーセント、副町長が十五パーセント、教育長が十パーセント減額され、期末手当に係る役職加算分の十五パーセントを凍結するため、条例の一部が改正されました。

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成二十四年度に限り、給料月額を三パーセント削減し、期末・勤勉手当役職加算についても抑制するため、条例の一部が改正されました。

◆町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律等の交付に伴い、東日本大震災の復興に関し、必要な財源確保及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税などの見直しにより、条例の一部が改正されました。

◆手数料条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為許可等の手数料の見直し及び危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部が改正されました。

◆重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費給付条例の一部を改正する条例

◆乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例

児童福祉法が一部改正され、知的障がい児通園施設などの通所支援を行う施設が、児童発達支援センターに一元化されることに伴い、関係条文の整理による条例の一部が改正されました。

◆介護保険条例の一部を改正する条例

第五期（平成二十四年度から平成二十六年度）の介護保険料率の設定を行うため、条例の一部が改正されました。

◆町営住宅管理条例の一部を改正する条例

地域主権改革一括法による公営住宅法改正に伴い、入居者資格の所得制限額を条例化し、併せて入居申込みの公平性を期する目的で税滞納者の入居に制限を設けるため、条例の一部が改正されました。

◆特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

特定公共賃貸住宅の入居申込みに関し、公平性を期する目的で税滞納者の入居に制限を設けるため、条例の一部が改正されました。

◆北海道南西沖地震災害に係る緊急援護資金の貸付けに関する特例条例を廃止する条例

貸付けの償還等の期間が終了したことにより、当該条例が廃止されました。

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更

上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により、消防関係の共同処理する事務について、砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、地方自治法の規定により規約の一部が変更されました。

◆一般会計補正予算（第十二号）

平成二十三年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ九百四十七万一千円が追加され、予算総額四十五億一千五百三十四万七千円となりました。

◆一般会計補正予算（第十三号）

平成二十三年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ三十万三千円が追加され、予算総額四十五億一円となりました。

◆後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

平成二十三年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出それぞれ一万五千円が追加され、予算総額九千九百四万七千円となりました。

◆国民健康保険特別会計補正予算（第五号）

平成二十三年度国民健康保険特別会計の歳入歳出二千四十万八千円が減額され、予算総額十億六千九百五十七万二千円となりました。

◆介護保険特別会計補正予算（第三号）

平成二十三年度介護保険特別会計の歳入歳出それぞれ五千七百二十五万五千円が減額され、予算総額六億八千二百九十九万二千円となりました。

◆公共下水道事業特別会計補正予算（第三号）

平成二十三年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出それぞれ百九十二万円が減額され、予算総額三億一千八十二万八千円となりました。

◆ガス事業会計補正予算（第三号）

平成二十三年度ガス事業会計の収益的収入に十五万七千円が追加され、収益的収入の予算総額九千三百七十四万八千円、収益的支出に七十四万七千円が追加され、収益的支出の予算総額一億八千六十一万七千円となりました。

また、資本的収入は百七十万円が減額され、資本的収入の予算総額一千七百三十万円、資本的支出は、百七十万円が減額され、資本的支出の予算総額三千百六十三万円となりました。

◆水道事業会計補正予算（第三号）

平成二十三年度水道事業会計の収益的収入に二十六万一千円が追加され、予算総額一億四千六百三十三万三千円、収益的支出に六十万円が追加され、予算総額一億四千三百三十四万五千円となりました。

◆病院事業会計補正予算（第三号）

平成二十三年度病院事業会計の収益的収入に七十二万六千円が追加され、予算総額六億四千六百八十三万五千円となりました。

◆意見書案（可決）

◎消費税増税に反対する意見書

◎基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

◎父子家庭支援策の拡充を求める意見書

◎こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書